

令和 年 月 日

多賀城市長 殿

事業者 事業所（店舗）所在地
 名称
 役職
 代表者 ふりがな
 氏名
 電話

多賀城市事業継続力強化計画策定奨励金の交付を受けたいので、多賀城市事業継続力強化計画策定奨励金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請し、請求します。

記

1 申請額及び請求額等

申請額及び請求額等	150,000円		
事業継続力強化計画	<input type="checkbox"/> 新規計画		<input type="checkbox"/> 既存計画の改定
事業所又は店舗名称			
事業所又は店舗所在地	多賀城市		
営業内容			
押印省略時には、必ず御記入ください。	発行責任者 (フルネーム)	職・氏名	電話 (固定電話の設置がない場合は携帯電話でも可)
	担当者 (フルネーム)	氏名	電話 (固定電話の設置がない場合は携帯電話でも可)

※発行責任者及び担当者で、役職がある場合は、役職名も記入してください。

2 誓約事項

私は、多賀城市事業継続力強化計画策定奨励金の交付申請に関して、次のとおり誓約します。

- この申請に関し、全ての申請要件を満たしています。もし、虚偽が判明した場合は、交付決定の取消や奨励金の返還等に応じます。また、この取消等により当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
- 多賀城市から報告・立入検査等の求めがあった場合は、これに応じます。
- 申請内容に不正があった場合等、必要がある場合には、奨励金の支給を受けた事業者名や対象施設名等の情報が公表されることに同意します。
- 市税の納税情報を確認すること並びに申請書類及び添付書類の内容について税務情報として使用することに同意します。
- 業種に係る営業に必要な許可等を全て有しています。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団（多賀城市暴力団排除条例（平成24年多賀城市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。
- 申請書類及び添付書類の内容について、多賀城市が行政機関や警察等に確認等を行うことに同意します。
 （裏面もあります。）

3 振込先

振込先口座名（ゆうちょ銀行以外）							
金融機関名	銀行 農協 金庫 信用組合			本店（所） 支店 支所			
金融機関コード				支店コード			
口座種別	普通・当座						
口座番号							
フリガナ							
口座名義人							
振込先口座名（ゆうちょ銀行の場合）							
記号							
番号							
フリガナ							
口座名義人							

■添付書類（以下のすべての書類をご提出ください。）

- ・計画策定の認定通知の写し
- ・事業所の所在地が分かる書類（直近の確定申告書の写し、営業許可書など）
※法人の場合は直近の確定申告書の写しを必ず提出してください。
- ・多賀城・七ヶ浜商工会が発行するセミナー受講証明書兼計画確認書
- ・完納証明書
- ・振込先口座確認のための通帳又はキャッシュカードの写し
（振込先は申請者と同一名義であること）

事業所所在確認書類についての注意事項

事業確認書類を提出される場合は、下記のことを提出してください

【法人の場合】

- ・直前の事業年度の「確定申告書別表一」(写)

【個人事業主で青色申告の方】

- ・直前の事業年度の「所得税青色申告決算書」(写)

【個人事業主で白色申告の方】

- ・直前の事業年度の「収支内訳書」(写)

【個人事業主（フリーランス）で業務委託契約事業者の方】

○市内在住にて業務委託契約をしている事業者※①及び②の書類が必要です。

① 業務委託契約書の写し

② 確定申告をしている事業者は直前の事業年度の「所得税青色申告決算書」(写)か「収支内訳書」(写)、又は確定申告をしていない事業者は国民健康保険証の写し及び住所が分かるもの（運転免許証）を提出してください。

○市内在住にて市内で事務所等を賃借して業務委託契約をしている事業者※①及び②の書類が必要です。

① 業務委託契約書の写し及び賃貸借契約書

② 確定申告をしている事業者は直前の事業年度の「所得税青色申告決算書」(写)か「収支内訳書」(写)、又は確定申告をしていない事業者は国民健康保険証の写し及び住所が分かるもの（運転免許証）を提出してください。

○市外在住にて市内の事業所と業務委託契約している事業者

① 業務委託契約書の写し

○市外在住にて市内で事務所等を賃借して業務委託契約をしている事業者

① 業務委託契約書の写し及び賃貸借契約書

～共通事項～

※直前の事業年度の確定申告書の写しが提出できない場合は、2事業年度前のものをもって代えることが可能です。

※確定申告書の写しは収受日受け付け印が押印されているものを提出してください。

(税務署印か税理士印、個人事業主の場合は青色申告印または自治体印でも可)

e-TAXの場合は、受付日時・受付番号が記載されているもの又は「受信通知」を一緒に提出してください。

また、事業所所在地が判明できない場合は、必要に応じて追加の書類の提出を求める場合がございますので、ご了承ください。

※法人の場合は、事業所所在確認書類については確定申告書の写しを必須とします。

ただし個人事業主の場合のみ、許認可証（例：営業許可書）の写しでも可としますが、許認可を受けた日が相当程度の年数を経過しているものは不可とする場合がありますので、ご了承ください。